1-34-04

順治十年(一六五三)二月二十七日給す 右の執照は存留の鄭宗善・蔡国器等に付し、此れに准ぜしむ

梢水五十七名

1-34-03

世子尚質の、 招撫使の帰朝を護送するために遣わす都通事毛

世顕の名簿(一六五三、三、□)

にす。 琉球国中山王世子尚(質)、 天使謝必振の回朝を護送する事の為

差遣する官員の姓名は後に開す。 都通事一員 毛世顕

日

順治十年(一六五三)三月

の名簿(一六五四、四、一) 世子尚質の、慶賀使を接回するために遣わす都通事田時盛等

琉球国中山王世子尚 差遣する官員の姓名は後に開す。 (質)、 接回、 慶賀の事の為にす。

> 都通事一員 田① 時 盛

使者二員 馬組記 林栄

通事一員 阮③ 起 凰

管船火長・直庫二名 陳① 結 華 游那

順治十一年(一六五四)四月初一日

注*この船は福建に入港できずに帰国した。〔二一-○六〕および後注

(2) (3) (4) 参照

1 田時盛 上(注(2))、安次嶺通事親雲上(注(3))、安室通事親雲 上(注(4))とある。 生没年不詳。同行した人の家譜には安次峯通事親雲

(2) 馬知記 四〇八頁)した。馬知記は真密津喜の異字表記の可能性があ 内湊、従漁船取承証拠之墨、従外山五月中旬帰国」(『家譜(四)』 漁船、聞海賊周氏連兵船伍十艘、侵入閩安鎮作乱、故不得通 十一年に才府として田時盛らと共に福建に赴き「於梅花口逢 名梅有蕡(那覇梅氏〈長浜家〉三世)、童名は真密津喜。 不詳。長浜親雲上宗重(一六一三—八二年) か。 順治 唐

(3)阮起凰 久米村阮氏 (军宮城家) 三世に阮起鳳 (一六二八―九 能進入閩省、自東湧回棹」(『家譜(二)』 一五六頁)とあり、 同一人と思われる。 花回棹、次年乙未再赴閩到外山東湧、 雲上赴閩、其時海賊侵閩港口、 接回慶賀事、奉使為存留通事、 五年)があり、その家譜に「順治十一年甲午四月初一日、 不能通内港、 同都通事田時盛安次嶺通事親 其時海賊辺乱未息、不 故従閩安鎮□梅 為

故不得吊進、自外山回国」とある(『家譜(二)』四九一頁)。(4)陳結華 家譜にはこの時の記事として「海寇侵入閩安鎮作乱、

1-34、1000年では、1000年には、

執照

(二六五六、二、一六)

琉球国中山王世子尚(質)、 慶賀に差遣せる官員を接回する事の

為にす。

り、期に及べば応に廻るべきも、只だ船無きに依りて以て回国しして共に礼儀を載せ、天使に附して声に、福建布政使司の例に照らして本船もて摘発して先に回国せるに、福建布政使司の例に照らして本船もて摘発して先に回国せしむるを蒙る。原遣の王舅馬宗毅・正議大夫蔡祚隆・使者富自盛・しむるを蒙る。原遣の馬宗毅・蔡祚隆等を遣わし、海船一隻に坐駕夫・使者・都通事の馬宗毅・蔡祚隆等を遣わし、海船一隻に坐駕兵・使者・都通事の馬宗毅・蔡祚隆等を遣わし、海船一隻に坐駕

注

官の馬宗毅・蔡祚隆等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把て福建地方に前赴し、王舅・正議大夫・使者・都通事・通事等の字三号半印勘合執照を給付して夷梢を率領し、海船一隻に坐駕し此の為に今、特に都通事・使者の林士奇・英俊等を遣わし、義

難し。

難して遅れ違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留

計開

るべき者なり。

使者二員 英俊 馬良心 人伴八名都通事一員 林士奇 人伴四名

通事一員 陳初源 人伴二名

管船火長・直庫二名 那高達 孫得明

梢水共に六十三名

右の執照は都通事林士奇・通事陳初源等に付し、

此れに准

ぜしむ

順治十三年(一六五六)二月十六日給す

字何号かであったと考えられる。
る。義字に改められたのは康熙年間からと思われ、これは仁字一号、執照〔三四-○六〕〔三四-○七〕に義字二・三号があ(1)義字三号 康熙二年十月二十二日付の符文〔二七-○二〕に義